

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（平成17年10月21日
京都市条例第27号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

次のとおり老人デイサービスセンターを設置することとしました。

- 1 京都市御池老人デイサービスセンターを京都市中京区御池通柳馬場東入東八幡町579番地に設置します。
- 2 京都市葛野老人デイサービスセンターを京都市右京区西京極葛野町3番地に設置します。

上記1の設置に係る改正は平成18年4月1日から、上記2の設置に係る改正は市規則で定める日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、上記1及び2の設置に係るそれぞれの改正の施行前においても行うことができることとしました。

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年10月21日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市条例第27号

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「利用料金」の右に「(という。)」を加える。

別表京都市本能老人デイサービスセンターの項の次に次の1項を加える。

京都市御池老人デイサービスセンター	京都市中京区御池通柳馬場東入東八幡町579番地
-------------------	-------------------------

別表京都市西院老人デイサービスセンターの項の次に次の1項を加える。

京都市葛野老人デイサービスセンター	京都市右京区西京極葛野町3番地
-------------------	-----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中別表京都市本能老人デイサービスセンターの項の次に1項を加える改正規定は平成18年4月1日から、同表京都市西院老人デイサービスセンターの項の次に1項を加える改正規定は市規則で定める日から、その他の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用料金の承認の申請その他京都市御池老人デイサービスセンターを供用するために必要な準備行為は、別表京都市本能老人デイサービスセンターの項の次に1項を加える改正規定の施行前においても行うことができる。
- 3 利用料金の承認の申請その他京都市葛野老人デイサービスセンターを供用するた

めに必要な準備行為は、別表京都市西院老人デイサービスセンターの項の次に1項を加える改正規定の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)